

平成十九年五月二十五日受領
答弁 第二三〇号

内閣衆質一六六第二三〇号

平成十九年五月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出特命全権大使の免官に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出特命全権大使の免官に関する第三回質問に対する答弁書

一について

外務省として、個々の職員の退職に至る経緯の具体的な内容については、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、明らかにすることは差し控えたい。

二について

衆議院議員鈴木宗男君提出オランダ国駐箚特命全権大使の免官の過程における外務省官房審議官の発言に関する質問に対する答弁書（平成十九年五月十一日内閣衆質一六六第二〇二号）の五及び六について述べたとおり、平成十四年三月四日に園部逸夫外務省参与から川口外務大臣（当時）に対して提出された「北方四島住民支援に関する調査結果報告書」を踏まえ、外務省において、人事上の措置を検討するため、関係者からの聴取（以下「本件聴取」という。）が行われた。本件聴取を含む調査の結果を踏まえ、御指摘の者（以下「元大使」という。）について、オランダ国駐箚特命全権大使を免ずることとしたものである。

三について

お尋ねについては本件聴取の内容等にかかわるものであり、本件聴取については対象者の氏名や個々の聴取内容を公にしないことを前提に行われたものであること等から、外務省としてお尋ねについてお答えすることを差し控えたい。

四及び五について

お尋ねの具体的な事例については、本件聴取の内容等にかかわるものであり、外務省として、そのすべてを明らかにすることは差し控えたいが、例えば、元大使が欧州局長を務めていた当時、直属の部下を使うことなく、鈴木宗男衆議院議員や特定の外務省職員と相談しながら同局の事務を進めたことが挙げられる。

六について

お尋ねの意味が必ずしも明らかではないが、政府としては、最大の懸案である北方領土問題の解決に向け、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させるとの方針を有している。

七について

国賊とは、一般に、国を乱す者を意味するものと承知している。

八及び九について

何をもつて「国益が毀損された」及び「国賊である」と判断すべきかが必ずしも明らかでないことから、外務省として、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、元大使については、衆議院議員鈴木宗男君提出特命全権大使の免官に関する質問に対する答弁書（平成十九年四月二十四日内閣衆質一六六第一八二号）の一について述べたとおり、対ロシア外交を推進する外務省内の体制に混乱をもたらした結果、外務公務員の信用を著しく失墜させたものと認識している。